

岐阜市福障号外  
令和元年8月1日

指定障害福祉サービス事業所等  
運営法人代表者 様

岐阜市障がい福祉課長

令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する届出等について（通知）

日頃は、障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについては、令和元年5月17日付け障障発0517第1号厚生労働省通知「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」により取り扱いますので、令和元年度に加算算定を予定する事業所等運営法人におかれましては、遅滞なく届け出ていただきますようお願いいたします。

記

## I. 令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する届出

### 1 対象

- ① 岐阜市から指定を受けており、令和元年10月以降に福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定しようとする次の（１）～（３）に掲げる事業所等のうち、**現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」のキャリアパス区分ⅠからⅢのいずれかを取得している事業所**
- （１）指定障害福祉サービス事業所
  - （２）指定障害者支援施設
  - （３）指定障害児通所支援事業所

※就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援は算定対象外です。

### ② 特定加算（Ⅰ）の算定対象事業所

- ①のうち、**福祉専門職員配置等加算又は特定事業所加算を算定し、現行加算要件、職場環境等要件及び※見える化要件の全てを満たす事業所**

### ③ 特定加算（Ⅱ）の算定対象事業所

①のうち、現行加算要件、職場環境等要件及び※見える化要件の全てを満たす事業所  
※見える化要件は令和2年度より算定要件とします。

### ④ 区分なしの事業所

①のうち、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援事業所

## 2 提出書類

別紙「令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算提出書類一覧表」をご確認ください。  
様式は以下の岐阜市ホームページに掲載しています。

<指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等の手続きについて>

<http://www.city.gifu.lg.jp/item/17898.htm>

<指定障害児通所支援事業者の指定申請等の手続きについて>

<http://www.city.gifu.lg.jp/item/40740.htm>

## 3 提出期限

令和元年8月30日（金）【必着】

※加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、計画書の届出が必要です。

## 4 提出先

岐阜市障がい福祉課 指導係

※複数の事業所について一括して届出を行う場合（法人単位で届出を行う場合）で、複数の指定権者から指定を受けている場合については、それぞれの指定権者に届出を行う必要があります。（岐阜県から指定を受けている事業所が含まれる場合は、岐阜市と岐阜県の両方に計画書の届出を行う必要があります。）

※ 提出期限、添付書類等、届出に係る取扱いについては、各指定権者により異なる場合がありますので、届出先の都道府県等にご確認ください。

## 5 その他留意事項

○加算対象となる職種、各サービスごとの加算率等の詳細については、令和元年5月17日付け障障発0517第1号厚生労働省通知「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照ください。

○加算算定期間中に事業所を新規で設立した場合など、加算算定事業所を追加する場合は、別紙様式5により変更の届出を行ってください（Ⅱ. 変更の届出等について参照）。

## Ⅱ. 変更の届出等について

### 1 変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、計画書添付書類等に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、別紙様式5により変更の届出を行う必要があります。

- ① 会社法による吸収合併、新設合併等による福祉・介護職員等特定処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
- ② 当該申請に関係する障害福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合
- ③ 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合
- ④ 配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算区分に変更が生じる場合（福祉専門職員配置等加算を算定しなくなった場合、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合には、変更の届出を行ってください。）

※計画書添付書類の内容に変更があった場合には変更後の計画添付書類を添付してください。

### 2 特別事情届出書

事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く）を引き上げた上で賃金改善を行う場合には、別紙様式4の特別な事情に係る届出書により届出が必要です。

## Ⅲ. 実績報告について

障害福祉サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、別紙様式3の福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書の提出が必要です。

### 例1. 令和2年3月まで算定する場合

⇒ 最終の加算の支払が令和2年5月であるため、令和2年7月までに提出する必要がある。

### 例2. 令和元年12月まで算定する場合

⇒ 最終の加算の支払が令和2年2月であるため、令和2年4月までに提出する必要がある。

**【担当】**

〒500-8701 岐阜市今沢町 18 番地

岐阜市障がい福祉課 指導係 河合

TEL : 058-214-2136 (直通)

FAX : 058-265-7613

Email : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp